

# 消費者庁 平成 26 年度予算案について

平成 25 年 12 月  
消費者庁

## 1. 概要

○安倍内閣が「三本の矢」の施策による我が国経済の活性化を図る中、これまでの成果を活かし、成長戦略「日本再興戦略」が目指す「消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環」を実現し、国民生活・消費生活の向上や持続的成長に着実につなげるためには、健全で活気と厚みのある消費市場の構築が不可欠。

○このため、消費者の不安を払拭し、消費者の安全・安心を確保するための「消費者安心戦略」を積極的に推進する。具体的な重点事項は以下のとおり。

### (1) 「消費者安全・安心確保対策」の推進

- ①消費者の生命・身体・財産の安全・安心確保
  - ◆ 食品表示等の適正化及び充実、食品の安全性の確保
  - ◆ 悪質商法への厳正な取締りと消費者取引の適正化
  - ◆ リコール情報の周知強化による事故再発防止
- ②「消費者被害防止対策」の積極展開
  - ◆ トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者等）を見守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等
  - ◆ 消費者教育の充実
- ③「消費者被害回復」のための取組
  - ◆ 地域における身近な消費生活相談体制の強化（消費生活相談員の職やその資格に関する法的整備等を含む）
  - ◆ 「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実

### (2) 「消費市場・物価関連対策」の推進

- ①「消費市場関連対策」の推進
  - ◆ 消費者と事業者との協働支援
  - ◆ リスクコミュニケーション、風評被害対策など
- ②「物価関連対策」の推進
  - ◆ 物価モニター体制の強化、公共料金改定の際の料金の適正性の確保
  - ◆ 消費税転嫁対策特措法の普及啓発、執行等

○予算額（詳細は別紙）は、

- ・一般会計と東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）の合計で、  
122億円（平成25年度予算（92.5億円）比32%増）、
- ・一般会計のみで114.8億円（平成25年度予算（85.0億円）比35%増）※。

※平成26年度政府予算案における政策的な経費である基礎的財政収支対象経費は前年度比3.2%増。

## 2. 重点事項のポイント

注：( )内は平成 25 年度予算額  
再掲及び一部再掲の表記は省略

### (1) 「消費者安全・安心確保対策」の推進

- ◇ GDP の 6 割を占める消費の拡大は、経済成長に必要不可欠。しかしながら、食品表示等の不正事案の発生、高齢者等の消費者被害の増加などにより、消費者の不安の増大が懸念される。
- ◇ このため、食品表示の適正化及び充実、積極的な消費者被害防止対策の展開、消費者被害回復のための取組などを通じて、消費者の生命・身体・財産の安全・安心確保に取り組む。

#### ①生命・身体・財産の安全・安心確保

##### ○食品表示等の適正化及び充実、食品の安全性の確保

地方消費者行政活性化交付金 30 億円の内数(5 億円の内数)  
地方消費者行政活性化交付金以外 2.1 億円(1.6 億円)

今般の食品表示等の一連の不正事案を受け、「景品表示法」(昭和 37 年法律第 134 号)の普及啓発を図るほか、個別の不正事案については、同法に基づく立入検査、指示、措置命令等の措置を厳正かつ迅速に講じるなどの取組を行うとともに、適正な表示等に係る調査等を行う地方公共団体の取組を支援する。

また、「食品表示法」(平成 25 年法律第 70 号)に基づく食品表示基準について、義務化する栄養表示の具体的なルール策定のための検討を行うとともに、平成 25 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」を受け、一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備に向けた所要の調査等を行う。

##### ○悪質商法への厳正な取締りと消費者取引の適正化

2.3 億円(2.4 億円)

事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まるため、「特定商取引に関する法律」(昭和 51 年法律第 57 号)の厳正な執行を行うとともに、トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者等)の二次被害防止のために、執行機関の有するリストを活用する。

##### ○リコール情報の周知強化による事故再発防止

26 百万円(新規)

リコール品による重大製品事故等による事故を減らすため、リコール情報サイトや、高齢者に重点的に情報提供を行うコーディネーターの育成等を通じて、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やすための取組を強化する。

## ②「消費者被害防止対策」の積極展開

### ○トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者等)を見守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数(5億円の内数)

地方消費者行政活性化交付金以外 15百万円(31百万円)

被害に遭うリスクの高い消費者を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、そうした消費者のリストや電話録音装置等を活用しつつ、消費生活センターを始めとする幅広い関係者の参加したネットワークの充実を図る。

### ○消費者教育の充実

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数(5億円の内数)

地方消費者行政活性化交付金以外 55百万円(59百万円)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、領域・段階ごとに目標が設定され、多様な担い手が参加できるような、体系的な消費者教育を推進する。また、地域の消費生活センターを消費者教育・人材育成の拠点とするよう、必要な指針の作成等を行う。

## ③「消費者被害回復」のための取組

### ○地域における身近な消費生活相談体制の強化

(消費生活相談員の職やその資格に関する法的整備等を含む)

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数(5億円の内数)

消費生活センター等の新設や消費生活相談員の研修等によるトラブルに遭ったときに安心して相談できる社会基盤づくりや、消費者問題解決力の高い地域社会づくりを推進するため、地方公共団体の更なる積極的な取組を支援する。

### ○「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数(5億円の内数)

地方消費者行政活性化交付金以外 29百万円(31百万円)

「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(平成25年法律第96号)の成立を受けて、その円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組む。

## (2) 「消費市場・物価関連対策」の推進

- ◇ 成長戦略を踏まえ、市場における消費者と事業者の協働・連携の支援や、リスクコミュニケーション、風評被害対策等により、消費者の多様な好みやニーズを反映した市場の創出、消費市場の拡大・活性化を目指す。
- ◇ また、経済金融情勢を踏まえつつ、生活関連物資等に係る物価動向を注視する体制を強化する。また、公共料金改定、消費税転嫁対策に向けて適切な対応を確保する。  
(総務省家計調査によれば、消費の5割程度は生活必需品)

### ① 「消費市場関連対策」の推進

#### ○消費者と事業者との協働支援

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数(5億円の内数)

地方消費者行政活性化交付金以外 12百万円(4百万円)

国民生活・消費生活の向上や持続的成長に着実につなげるため、商品企画・開発段階における消費者と事業者のより一層の協働支援、食品ロスの削減等といった消費者と事業者との協働支援を推進する。

#### ○リスクコミュニケーション、風評被害対策など

地方消費者行政活性化交付金 37億円の内数(12.3億円の内数)

(東日本大震災復興特別会計(復興庁に一括計上)分を含む。)

地方消費者行政活性化交付金以外 93百万円(1.0億円)

(東日本大震災復興特別会計(復興庁に一括計上)分を含む。)

東日本大震災の被災4県(岩手・宮城・福島・茨城)における消費サイドの放射性物質検査体制を引き続き充実させるとともに、専門家(コミュニケーター)の育成等を通じた食品と放射能等に関するリスクコミュニケーションの全国展開などを通じて、風評被害の払拭を図る。また、環境などに配慮した消費生活の実践に向けた消費者への普及啓発を推進する。

## ②「物価関連対策」の推進

### ○「物価モニター体制」の強化・公共料金改定の際の料金の適正性の確保

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数(5億円の内数)

地方消費者行政活性化交付金以外 54百万円(45百万円)

消費者に身近な商品・サービスの価格の一部に値上げの動きが見られることを踏まえ、生活関連物資の価格動向について定期的に調査を行うとともに、消費者への情報提供を行うため、「物価モニター調査」を拡充する。また、地方の物価対策の取組を支援する。さらに、公共料金改定の際の料金の適正性を確保するため、公共料金の内外価格差や料金決定プロセスにおける消費者の関与等について調査を行う。

### ○消費税転嫁対策特措法の普及啓発、執行等

51百万円(新規)

いわゆる「消費税転嫁対策特措法」(平成25年法律第41号)第8条は消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止しているところ、事業者団体が行う講習会への講師派遣等を通じて違反行為の未然防止を図るとともに、違反行為を行っている事業者に対しては勧告を行うなど厳正に対処する。

# 平成26年度消費者庁予算案（内訳）

別紙

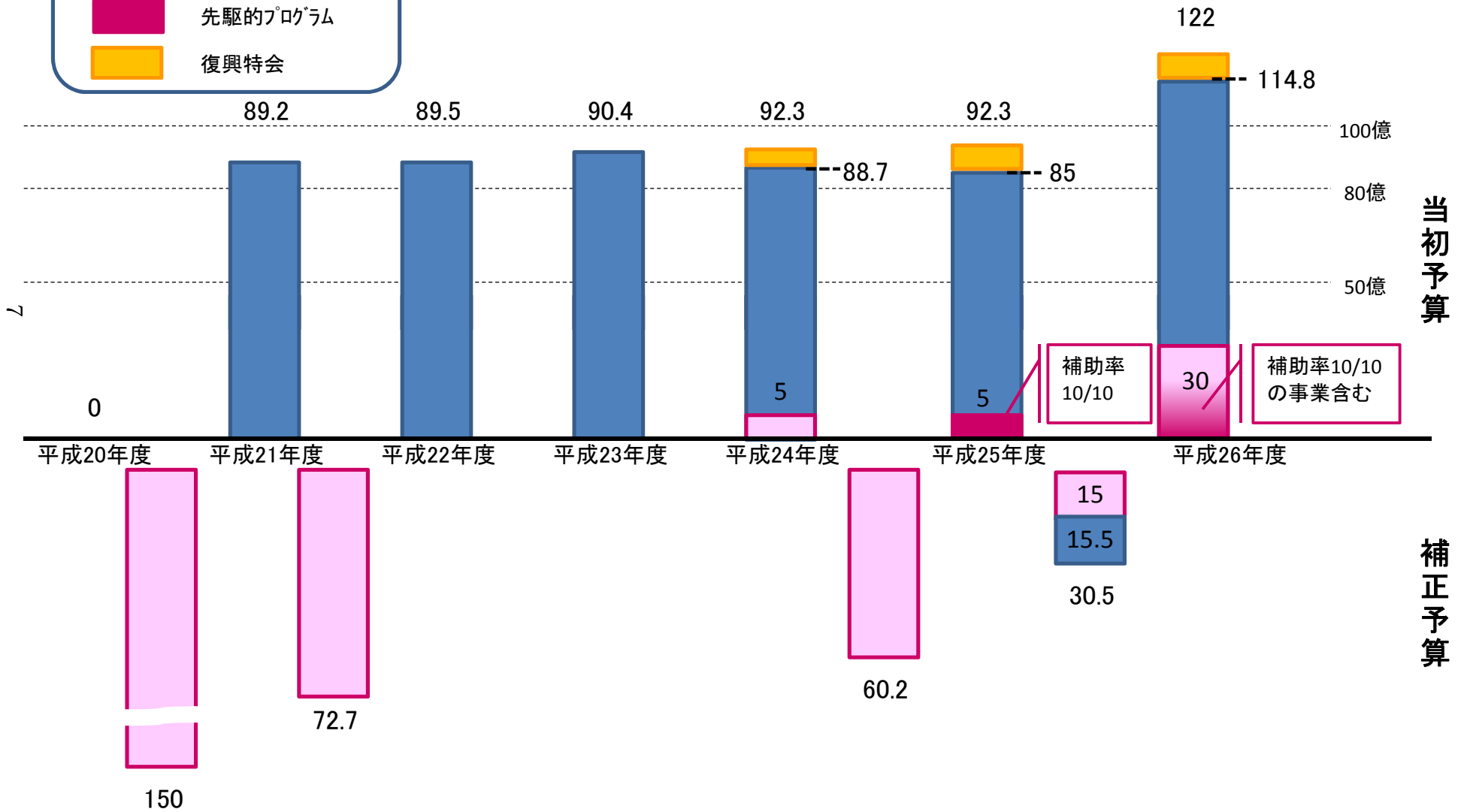
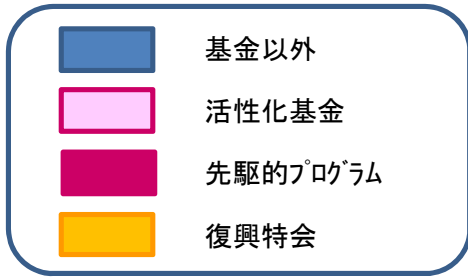
（単位：百万円）

項目別	25年度 予算額	26年度 予算額	比較 増減額
<b>【消費者庁政策費】</b>			
○消費者行政の企画立案	91	133	42
○越境消費者トラブルへの対応	59	62	3
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	54	58	4
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	59	55	▲4
○公益通報者保護の推進	19	24	5
○個人情報保護の推進	26	24	▲2
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	59	55	▲4
○物価対策の推進	45	54	9
○地方消費者政策の推進（地方消費者行政活性化交付金以外）	144	154	10
○地方消費者行政活性化交付金 （国と地方の連携による先駆的プログラムを含む）	500	3000	2500
○消費者安全に関する啓発の推進	7	29	22
○消費者の安全確保のための施策の推進	96	118	22
○消費者事故調査等の推進	133	97	▲36
○消費者取引対策の推進	239	234	▲5
○消費者表示対策の推進	96	154	58
○食品表示対策の推進	153	180	27
<b>【復興特別会計】</b>			
○食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	19	18	▲1
○被災4県の消費者行政への支援（地方消費者行政活性化交付金）	729	699	▲30
<b>【その他】</b>			
○国民生活センター運営費交付金	2,687	2,717	30
○消費者庁人件費	2,297	2,540	243
○消費者庁一般行政経費	1,684	1,797	113

消費者庁合計額				
（※復興庁一括計上分を含む）	義務的経費	2,802	3,084	282
	裁量的経費	5,701	8,400	2,699
	東日本大震災復興特別会計	749	717	▲32
	<b>合計（一般会計＋復興特別会計）</b>	<b>9,252</b>	<b>12,201</b>	<b>2,949</b>
	（うち一般会計）	8,503	11,484	2,981

# 消費者庁予算額推移

単位: 億円



# 消費者庁 平成 26 年度機構・定員要求の結果について

平成 25 年 12 月

消費者庁

## 1. 概要

- 消費者の不安の払拭や、消費者の安全・安心を確保するための「消費者安心戦略」を積極的に推進するために必要な機構・定員を確保。
- 機構については、審議官（食品担当）、企画官（消費者教育担当）を新設。  
定員については、今年度比 12 人増（増員 14 人、減員 2 人）  
を措置。（消費者庁定員：平成 25 年度末 289 人→平成 26 年度末 301 人）

## 2. 機構・定員要求の結果

### <機構>

- 審議官（食品担当）1 の設置〔政令〕
- 企画官（消費者教育担当）1 の設置〔内閣府令〕  
（食品表示企画課企画官 1 の振替廃止〔内閣府令〕）

### <定員>

- 14 人増員（恒久定員増員 5 人、時限付定員増員 9 人）
- 2 人減員（合理化減 2 人）
- 差引き 12 人増
- ※その他、時限見直し解除 2 人

### （主な内容）

#### （1）「消費者安全・安心確保対策」の推進

- 消費者の生命・身体・財産の安全・安心確保
  - ・食品表示の適正化及び充実、食品の安全性の確保 4 人
- 「消費者被害回復」のための取組
  - ・「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実 2 人

#### （2）「消費市場・物価関連対策」の推進

- 物価関連対策の推進
  - ・公共料金改定の際の料金の適正性の確保・物価モニター体制の強化 2 人
  - ・消費税転嫁対策特措法の普及啓発、執行等 6 人



## 平成 26 年度 機構・定員審査結果 (概要)

(名称は仮称)

### 1 機構 (主なもの)

#### 内閣官房

##### 国家安全保障体制の強化 (国家安全保障局の体制整備)

- ・ 内閣審議官 (2) の新設  
(外務省大臣官房審議官 (1)、防衛省大臣官房審議官 (1) の廃止)

#### 消費者庁

##### 食品に係る消費者安全・安心確保対策の推進体制の強化

- ・ 審議官 (1) の新設 (農林水産省大臣官房参事官 (1) 等の廃止)

#### 外務省

##### 総合的な外交力の強化

- ・ 在ナミビア大使館、在アルメニア大使館 (小規模公館)、在マーシャル大使館 (小規模公館) の新設 (7 公館の小規模公館化等)

#### 厚生労働省

##### 医療・介護の連携等のための体制整備

- ・ 大臣官房審議官 (4) (医療介護連携担当、医政担当、医薬品等産業振興担当、労災補償担当) の新設  
(労働基準局労災補償部、大臣官房参事官 (1) 等の廃止)

##### 失業なき円滑な労働移動を推進するための体制整備

- ・ 職業安定局雇用開発部の新設 (同局高齢・障害者雇用対策部の廃止)

#### 防衛省

##### 関係国との協議・対話の強化のための体制整備

- ・ 防衛審議官 (1) の新設 (地方協力局次長 (1) 等の廃止)

〔国家公務員制度改革に係る体制整備については、根拠となる国家公務員法等の一部を改正する法律案が国会において継続審査中〕

- ・ 大臣補佐官の新設 (内閣府 6 人以内、復興庁及び各省 1 人以内)
- ・ 内閣人事局の新設 (総務省人事・恩給局の廃止等)

## 2 定員

平成 26 年度の定員については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 25 年 11 月 15 日閣議決定）を踏まえ、現行の合理化計画の目標数を大幅に上回る合理化を達成するとともに、重要課題には適切に対応しつつ増員を抑制し、政府全体で▲1,203 人の純減を確保。

### 1. 合理化

26 年度に▲5,347 人の合理化を行うことにより、現行の定員合理化計画（平成 22～26 年度の 5 年間で 10%以上の合理化減）の目標数（▲30,244 人）を大幅に上回る▲32,206 人の合理化を達成。

### 2. 増員

増員については、安全保障、成長戦略など、現下の重要課題に適切に対応できる体制を整備しつつ、全体として抑制し、メリハリある定員配置を実現。

（主な措置事項）

- 領海警備体制の強化(海上保安庁)・・・320 人
- 安全保障体制の強化(防衛省)・・・215 人
- 総合的な外交力の強化(外務省等)・・・外務省 136 人の定員措置  
国家安全保障局に 60 人体制の構築(振替、自衛官含む)
- 治安の強化(警察、検察、刑務官、CIQ等)・・・1,064 人
- 適正・公平な課税の実現(国税、消費税転嫁対策)・・・857 人
- 成長戦略(特許審査体制強化、TPP等経済連携の推進、農地集積の推進等)・・・1,065 人(重複)

⇒ これらの取組みにより、政府全体で▲1,203 人の純減を確保。

#### 【参考 1】

	増員	減員	差引（純減）
26 年度要求	6,290 人	▲4,927 人	1,363 人
26 年度査定	4,144 人	▲5,347 人	▲1,203 人
25 年度（補正後）	5,838 人	▲7,255 人	▲1,417 人

#### 【参考 2】「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 25 年 11 月 15 日閣議決定）（抜粋）

情報通信技術を活用した業務改革の推進、地方支分部局等を始めとする行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する等の措置を講ずる。また、国家公務員の定員については、現下の状況を踏まえ、平成 26 年度予算において、現行の合理化計画の目標数を大幅に上回る合理化を達成するとともに、重要課題には適切に対応しつつ増員を抑制し、これまでに引き続き、大幅な純減を目指す。

平成26年度定員審査結果について

行政機関名	平成25年度 末定員 (補正後)	平成26年度審査結果			平成26年度 末定員	主な新規増員事項
		増員	減員	差引		
内閣の機関	894	197	▲ 8	189	1,083	在留邦人保護等に対応するための危機管理及び情報分析等の体制整備4
内閣府	14,287	232	▲ 199	33	14,320	
内閣府本府	2,273	29	▲ 59	▲ 30	2,243	民間資金等活用事業推進機構に対するガバナンス体制の整備2、保育緊急確保事業の実施に必要な体制整備2、那覇空港滑走路増設事業等に係る体制の強化3
宮内庁	1,004	8	▲ 10	▲ 2	1,002	皇族方の御活動及び侍側奉仕に関する事務体制の強化2、皇室と共に継承されてきた歴史的財産の公開・活用及び調査・保存に関する事務体制の強化2
公正取引委員会	823	14	▲ 7	7	830	独占禁止法の執行力の強化のための体制整備10、下請法の執行力の強化のための体制整備4
国家公安委員会	8,349	112	▲ 105	7	8,356	サイバー空間の脅威への対処能力の強化54、組織犯罪・テロ対策等の推進19、客観証拠重視の捜査のための基盤整備と国民生活の安全確保23、災害対処能力等の強化16
特定個人情報保護委員会	2	30	0	30	32	特定個人情報保護委員会事務局の事務体制の強化10
金融庁	1,547	25	▲ 16	9	1,556	金融・資本市場の公正性・透明性の確保(第二種金融取引業者等に係る検査・監督体制の強化等)15、より質の高い金融行政の実現(検査・監督の連携体制の整備等)6
消費者庁	289	14	▲ 2	12	301	物価・消費市場関連対策の推進8、消費者被害の防止対策・被害回復のための取組の充実等2、食品表示の充実4
復興庁	169	14	0	14	183	原子力災害からの復興及び「新しい東北」の創造に係る事務体制の強化14
総務省	5,216	67	▲ 247	▲ 180	5,036	
総務省(除く公調委)	5,181	67	▲ 246	▲ 179	5,002	社会保障と税の一体改革に向けた対応のための体制整備5、地域防災業務への対応等の防災対策の推進のための体制整備7
公害等調整委員会	35	0	▲ 1	▲ 1	34	
法務省	52,413	770	▲ 783	▲ 13	52,400	刑務所等保安業務体制等の充実強化373、検察体制の充実強化181、出入国管理体制の充実強化107、保護観察体制等の充実強化44
外務省	5,747	136	▲ 103	33	5,780	国民の安心・安全確保に資する外交の展開61、成長や発展に資する経済外交の展開40、外交実施体制の強化9
財務省	71,126	1,047	▲ 1,138	▲ 91	71,035	財務局64(金融商品取引業者に対する証券検査・監督等の体制強化30等)、税関142(LCC等航空需要の増加に対応するための体制整備80等)、国税庁837(国際的な租税回避等に対応するための体制整備172等)
文部科学省	2,092	37	▲ 36	1	2,093	道徳教育の推進体制の強化1、高校修学支援の体制強化3、研究費不正使用・研究不正活動への対応強化3、障害者スポーツ推進体制強化2、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係る体制強化4
厚生労働省	31,848	457	▲ 645	▲ 188	31,660	失業なき円滑な労働移動のための再就職支援等89、過重労働など若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導の強化50、検疫所・麻薬等取締の体制強化29、医療・介護連携の推進7、再生医療等の安全体制の構築6
農林水産省	22,733	163	▲ 517	▲ 354	22,379	「攻めの農林水産業」の推進(食産業のグローバル展開の促進、農林水産物・食品の高付加価値化の推進、農地集積の加速化等)77、動植物検疫・漁業取締体制の強化57
経済産業省	8,105	87	▲ 143	▲ 56	8,049	「日本再興戦略」の迅速かつ確実な実行体制の整備18、被災地の復興加速化の体制整備2、資源エネルギー・環境政策の推進体制の整備17、「世界最高かつ最高品質」の知財システム実現のための体制整備(任期付審査官の確保等)28
国土交通省	59,466	694	▲ 1,106	▲ 412	59,054	領海警備業務等の海上保安業務執行体制の強化320、災害リスク増大に対応した防災・減災対策の強化127、社会資本の老朽化対策の強化120、公共交通の安全確保等の体制強化83
環境省	2,814	28	▲ 54	▲ 26	2,788	「地球温暖化対策のための税」の本格導入に対応するための体制強化8、廃棄物分野における防災対策のための体制強化2、国内希少野生動物種の指定及び保存のための体制強化4
防衛省	21,431	215	▲ 368	▲ 153	21,278	防衛力の能力発揮のための基盤の充実・強化172、日米同盟の強化10、アジア太平洋地域における協力の推進とグローバルな安全保障環境の安定化への取組7、防衛省改革の推進22
計	298,341	4,144	▲ 5,347	▲ 1,203	297,138	

(注1)上記「定員」は、行政機関職員定員令(昭和44年政令第121号)等で定めるもの。「増員」及び「減員」には振替を含む。

(注2)平成26年度予算において、東日本大震災復興特別会計で措置される901人(内閣の機関のうち1人、復興庁183人、総務省(除く公調委)のうち5人、法務省のうち67人、文部科学省のうち23人、厚生労働省のうち41人、農林水産省のうち24人、国土交通省のうち95人、環境省のうち462人)の人員費が復興庁所管に一括計上されることから、上記区分に相当する当該府省の予算定員は、内閣の機関1,082人、復興庁901人、総務省(除く公調委)4,997人、法務省52,333人、文部科学省2,070人、厚生労働省31,619人、農林水産省22,355人、国土交通省58,959人、環境省2,326人となる。